

議第30号

京都市産業関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について
京都市産業関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成27年 2月20日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市産業関係手数料条例の一部を改正する条例
京都市産業関係手数料条例の一部を次のように改正する。

第1条（見出しを含む。）中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、平成27年5月29日から施行する。

提案理由

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるので提案する。